

千葉市条例第33号

千葉市河川管理条例の一部を改正する条例

千葉市河川管理条例（平成12年千葉市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第2項の表中「1, 800円」を「1, 900円」に、「2, 300円」を「2, 400円」に、「2, 100円」を「2, 200円」に、「64円」を「65円」に、「96円」を「97円」に、「250円」を「260円」に、「640円」を「650円」に、「650円」を「640円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2項の表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る土地占用料について適用し、同日前の占用に係る土地占用料については、なお従前の例による。